

# 介護職員初任者研修 生活援助従事者研修 支援事業の御案内

介護サービス事業者が、所属する初任段階の介護職員(介護関係の資格を有しない者等)に「介護職員初任者研修」・「生活援助従事者研修」を受講させるために負担する受講料に対し、助成します。

## 申請者

介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者  
(法人及び事業を営む個人をいう。)

## 助成対象

受講料、テキスト代、修了試験代、実習費等  
(助成対象にならないもの ⇒ 旅費、昼食費、被服費、追試代等)

※令和3年4月から令和4年2月末までの間に研修を修了したものに限りま

## 助成人数

- ・介護職員初任者研修 **100名**
- ・生活援助従事者研修 **30名**

※応募者多数となった場合、1事業者2名までを選定後、事業者の規模等により決定します。

## 助成額

- ・介護職員初任者研修 **最大5万円**
- ・生活援助従事者研修 **最大3万円**

※一人当たり。「取扱手数料」は含まない。

応募締切 **令和3年8月31日(火)** ※必着

※この事業は山口県からの委託で山口県福祉人材センターが実施しています。



# 基本的な助成の流れ

1

## 申請

申請書(様式1)、収支予算書(様式1①)に、研修機関の名称、受講時期、受講人数等が確認できる書類を添付してください。

2

## 交付決定(不決定)

山口県福祉人材センターより、交付決定(不決定)通知が届きます。

3

## 実績報告

実績報告書(様式2)、収支報告書(様式2①)に、

- 修了証明書の写し
- 在籍証明書(様式4)
- 受講料を事業所が負担したことを確認できる書類(領収証の写し等)

※事業者に対して助成をします。

を添付してください。

4

## 額の確定

山口県福祉人材センターより、助成金額の確定通知が届きます。

5

## 請求・口座申出

助成金の請求書兼口座申出書(様式3)を提出してください。

6

## 助成金振込

請求書を提出後、1～2週間程で指定口座にお振込いたします。

## 申請書提出先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1-1 KDDI維新ホール3階 TEL083-902-2355

▼ 申請書のダウンロードはこちらから ▼

[yamaguchi-fjc.jp](http://yamaguchi-fjc.jp)

▶ 助成制度 ▶ 介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業

